

都市再生整備計画【第3回変更】

わかやましちゅうしんきよてんさいせいちく
和歌山市中心拠点再生地区(ウォーカブル)

わかやまけん わかやまし
和歌山県 和歌山市

令和5年9月

| 事業名 | 確認 |
|----------------|----|
| 都市構造再編集集中支援事業 | |
| 都市再生整備計画事業 | |
| まちなかウォーカブル推進事業 | ■ |

| 計画区域の整備方針 | 方針に合致する主要な事業 |
|--|--|
| <p>(整備方針1)居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの実現に向けた道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業や公共施設の再編により発現した新たな賑わいの効果をまちなか全体へ波及させ、まちなか全体での賑わい創出を図る。 ・主要道路等の再整備を通じて、歩いて楽しいウォーカブルなまちなかに相応しい歩行者空間を確保する。 | <p>【基幹事業・道路】市道中橋線の整備、和歌山市道北ぶらくり丁線</p> |
| <p>(整備方針2)居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの実現に向けた空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場空間などの公共空間や官民の遊休不動産を徹底的に活用し、官民連携して歩いて楽しいウォーカブルな空間の創出を図る。 ・都市再生推進法人などを中心とした社会実験等を通じて、ウォーカブルな空間創出に向け、必要な施設、設備や空間の規模などの調査を実施し、整備に向けた諸元を確定する。 ・市の玄関口であるJR和歌山駅において、シェルターを設置し、歩きたくなるウォーカブルなまちなかの起点として魅力向上を図る。 ・ウォーカブル推進税制特例の活用を推進し、民間事業者の協力を得ることで、まちなかの滞留空間の創出を図る。 ・一体型滞在快適性等向上事業に併せて、歩行者利便増進道路制度を活用し、民間によるベンチ等の賑わい創出施設の設置を促すことで、賑わいのある道路空間の創出を図る。 | <p>【基幹事業・高質空間形成施設】市道中橋線 【基幹事業・滞在環境整備事業】和歌山市道北ぶらくり丁線 【基幹事業・滞在環境整備事業】JR和歌山駅西口シェルター 【協定制度等】道路占用許可特例 道路空間を活用した社会実験 【協定制度等】ウォーカブル推進税制特例、歩行者利便増進道路制度活用 【関連事業】地域生活基盤施設:ダイワロイネット前広場</p> |
| <p>その他</p> | |
| <p>【官民連携体制】 都市再生推進法人を中心に各種まちづくりプレイヤー(官・民・学)によるまちなかエアプラットフォーム和歌山を立ち上げ、まちなかの現状・課題・解決法策の検討をスタート。</p> | |

協定制度等の取り組み

| 官民連携によるエリアマネジメント方針等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-------|---|---|---|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業 | 事業の目的/事業によって解決される課題 | 事業期間 | 事業主体(占有主体) | 活用する制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 制度別詳細1 [法第46条第10項] | 制度別詳細2 [河川敷地占用許可条例(22)] | 制度別詳細3 [都市公園占用許可条例(法第46条第12項)] | 制度別詳細4 [都市利便増進協定(法第46条第25項)] | 制度別詳細5 [都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)] | 制度別詳細6 [低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)] | 制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号) | 制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号) | 制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14項第2号イ) | 制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ) | 制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号) | | | | | | | | |
| 1 | ●道路空間を活用した社会実験 和歌山市道新南4号線、6号線、20号線の車線を使用し、沿道商店と一体となったウォークアブルな空間を設置する。 | R4～R7 | 都市再生推進法人 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ●道路空間を活用した社会実験 和歌山市道北からくり丁線の車線を使用し、沿道商店と一体となったウォークアブルな空間を設置する。 | R4～R7 | 都市再生推進法人 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | ●道路空間を活用した社会実験 和歌山市道末町和歌浦線の歩道空間を使用し、沿道商店と一体となったウォークアブルな空間を設置する。 | R5～R7 | 都市再生推進法人 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ●サイクルポート(自転車駐車場の整備) まちなかの都市公園各所にサイクルポート(自転車駐車場)を整備し、シェアサイクル事業を実施する。 | R5～R7 | 都市再生推進法人 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組 | 取組の目的/取組によって解決される課題 | 開始時期 | 活用する制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ) | 制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ) | 制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

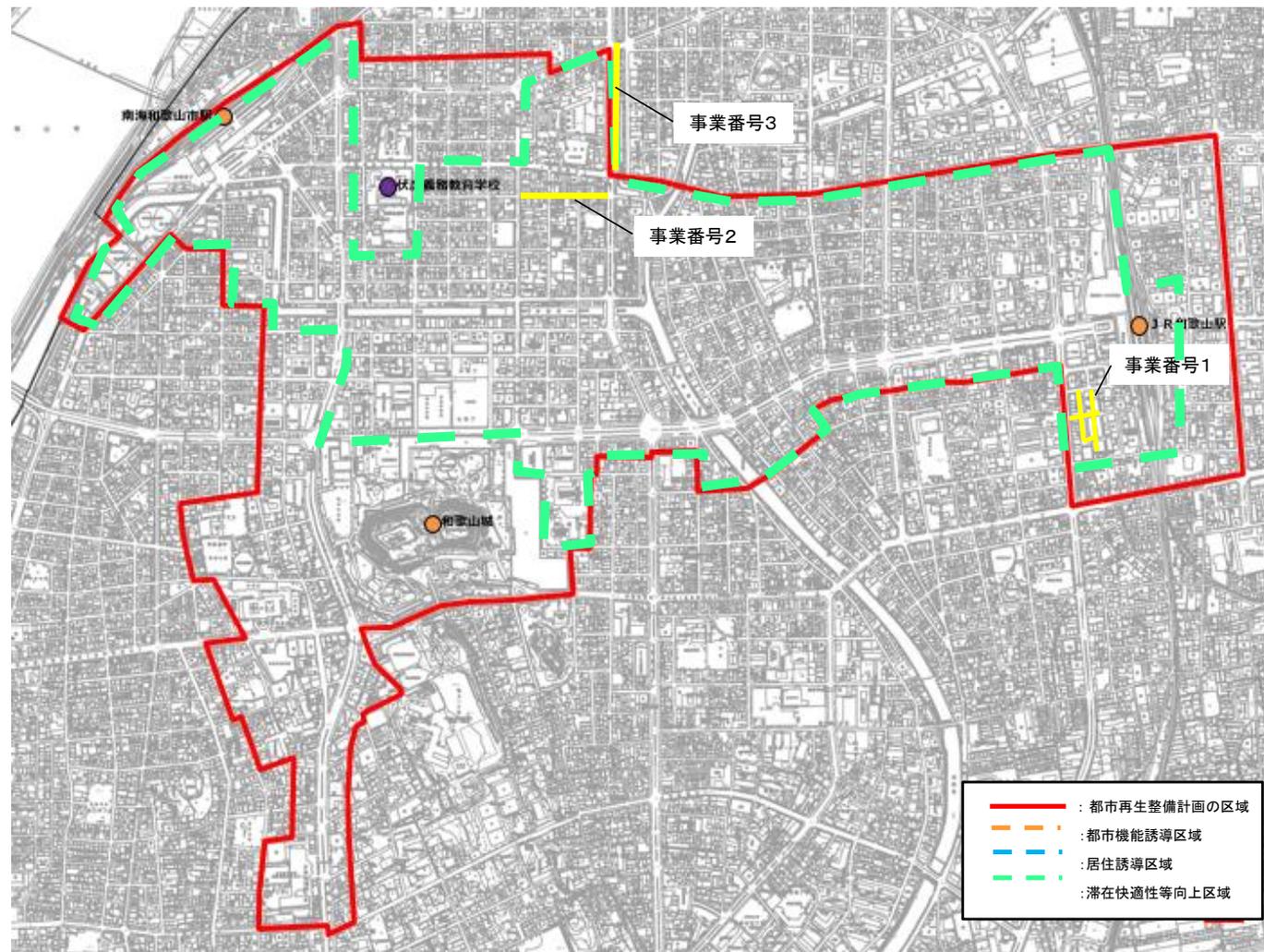
| 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】 | | | | |
|----------------------------------|---|--|---|--|
| 制度の活用計画 | | | | |
| 占用対象施設 | | 占用の場所 | 道路交通環境の維持及び向上を図るための措置 | |
| 道路 占用 許可 特例 対象 施設 | 1 | 仮設ガードレール、テーブル、イス、パレット、プランター（花壇） 和歌山市道新南4号線、6号線、26号線 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道部にゴミなどが落とされた場合の清掃 ・プランター（花壇）等の設置による魅力向上 ・道路滞留人数の増加による安全性向上 | |
| | 2 | 仮設ガードレール、テーブル、イス、パレット、プランター（花壇） 和歌山市道北ぶらくり丁線 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道部にゴミなどが落とされた場合の清掃 ・プランター（花壇）等の設置による魅力向上 ・道路滞留人数の増加による安全性向上 | |
| | 3 | 仮設ガードレール、テーブル、イス、パレット、プランター（花壇） 和歌山市道本町和歌浦線 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道部にゴミなどが落とされた場合の清掃 ・プランター（花壇）等の設置による魅力向上 ・道路滞留人数の増加による安全性向上 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

事業番号1, 2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項

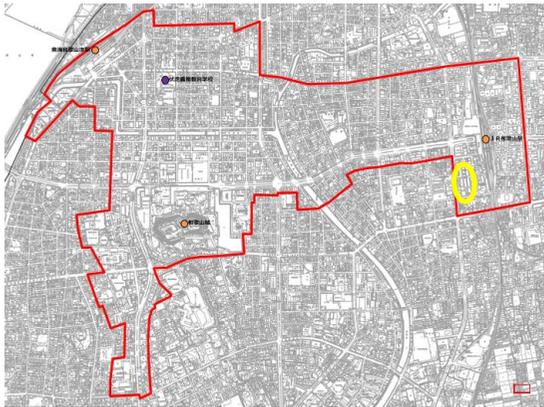
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

社会実験

(和歌山市道新南4号線、6号線、26号線)



※和歌山市道新南4号線、6号線、26号線において、地域に根ざしたコンテンツやニーズにあった新しいコンテンツなど、沿道商店等と連携したウォークアブルな空間を創出する。

【事業案】

○シャッターの閉まっている店舗へアート（絵画）を飾り、イスやテーブル等を配置するなど、歩きたくなる空間を継続的に実現していく。



【現況写真】

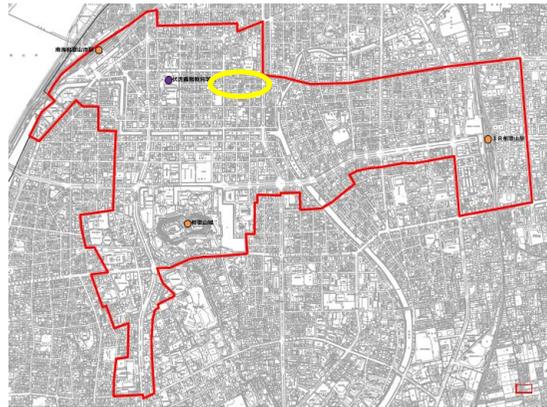


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

社会実験
(和歌山市道北ぶらくり丁線)

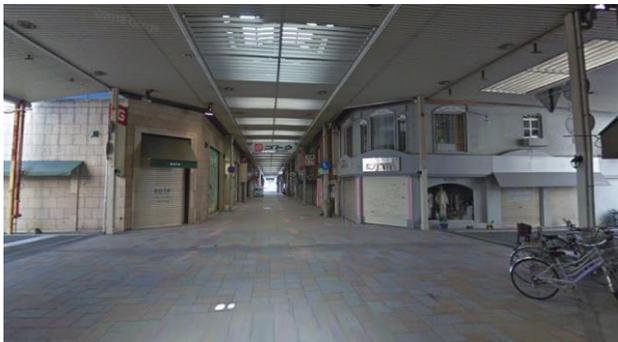


※和歌山市道北ぶらくり丁線において、地域に根ざしたコンテンツやニーズにあった新しいコンテンツなど、沿道商店等と連携したウォークアブルな空間を創出する。

【事業案】

○随時イベント等を開催しながら賑わいの創出を目指しているなか、日常的な利用としてイスやテーブル等を設置し、沿道施設を連携しながら歩きたくなる空間を創出する。

【現況写真】



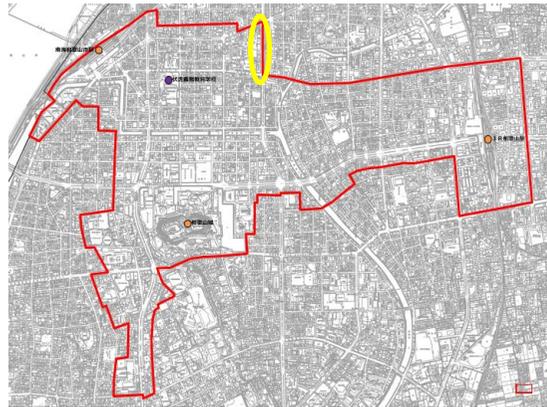
イベントの様子

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

社会実験
(和歌山市本町和歌浦線)



※和歌山市道本町和歌浦線において、地域に根ざしたコンテンツやニーズにあった新しいコンテンツなど、沿道商店等と連携したウォーカブルな空間を創出する。

【事業案】

○随時イベント等を開催しながら賑わいの創出を目指しているなか、日常的な利用としてイスやテーブル等を設置し、沿道施設を連携しながら歩きたくなる空間を創出する。

【現況写真】



イベントの様子

制度別詳細 2 (都市公園占有に関する事項) 都市再生特別措置法46条12項

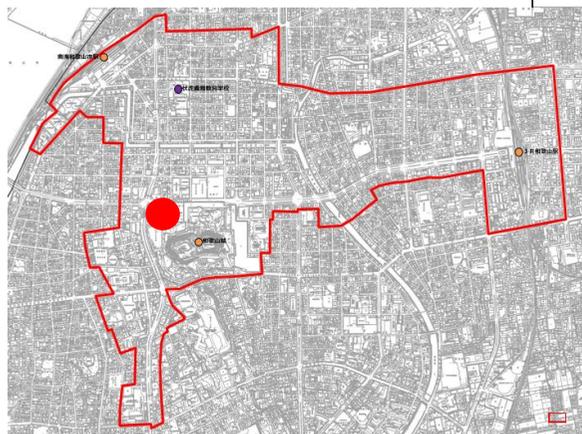
| | | | 制度の活用計画 | | |
|----------------|---|-----------------|--|--|--|
| 占有対象施設 | | 占有の場所 | 都市公園の機能の維持及び向上を図るための措置 | | |
| 都市公園占有許可特例対象施設 | 1 | サイクルポート(自転車駐車場) | ①和歌山公園 1箇所 (和歌山市一番丁3) ②大新公園 1箇所 (和歌山市坊主丁12) ③本町公園 1箇所 (和歌山市北桶屋町7) ④城東公園 1箇所 (和歌山市友田町3丁目29-1) ⑤湊北公園 1箇所 (和歌山市伝法橋南ノ丁18) | <ul style="list-style-type: none"> ・サイクルポート(自転車駐車場)の管理、周辺の清掃を行う。 ・サイクルポート(自転車駐車場)周辺の公園スペースに違法駐輪が起きないように、注意喚起に努める。 ・サイクルポート(自転車駐車場)の運営費の一部をサイクルポートの管理や整備に充当する。 | |
| | 2 | | | | |
| | 3 | | | | |
| | 4 | | | | |
| | 5 | | | | |
| | 6 | | | | |
| | | | | | |

制度別詳細 2 - 1 - ① (都市公園占用に関する事項)

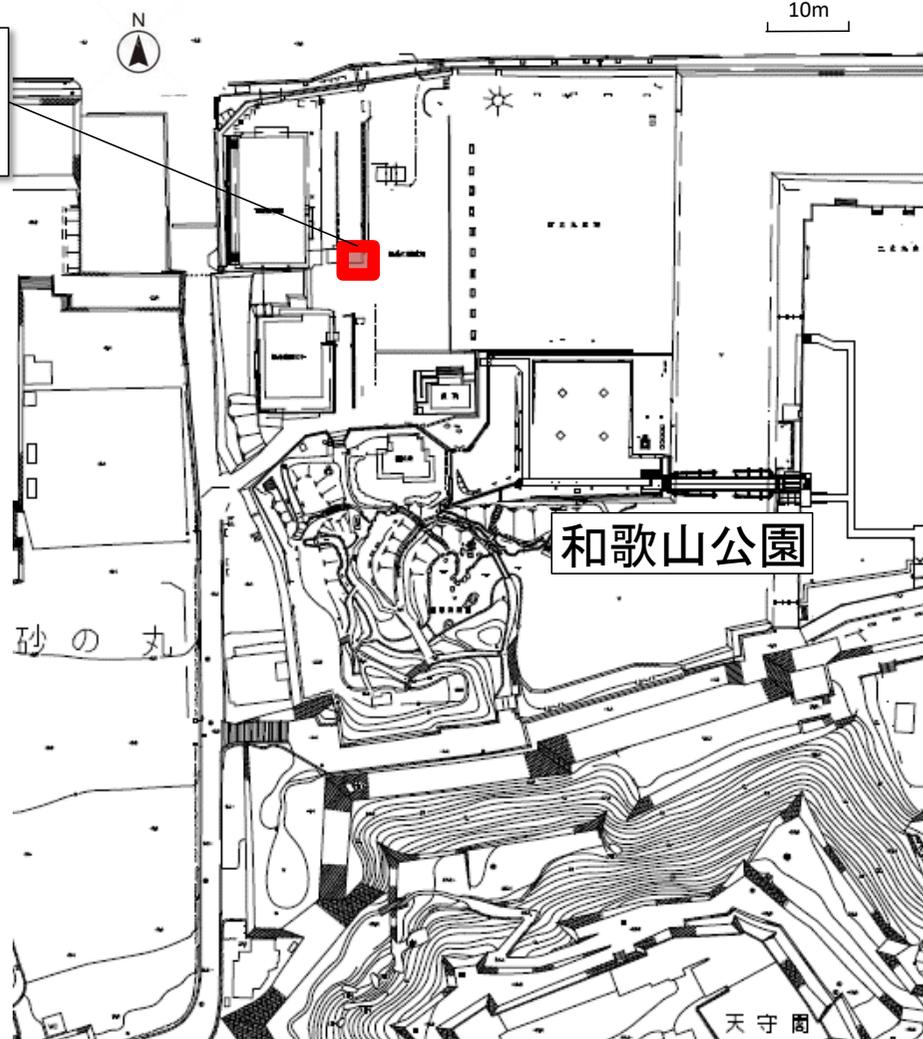
制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

①和歌山公園
(和歌山市一番丁3)



サイクルポート
自転車駐車場



都市公園占用許可の特例を活用する
予定の区域



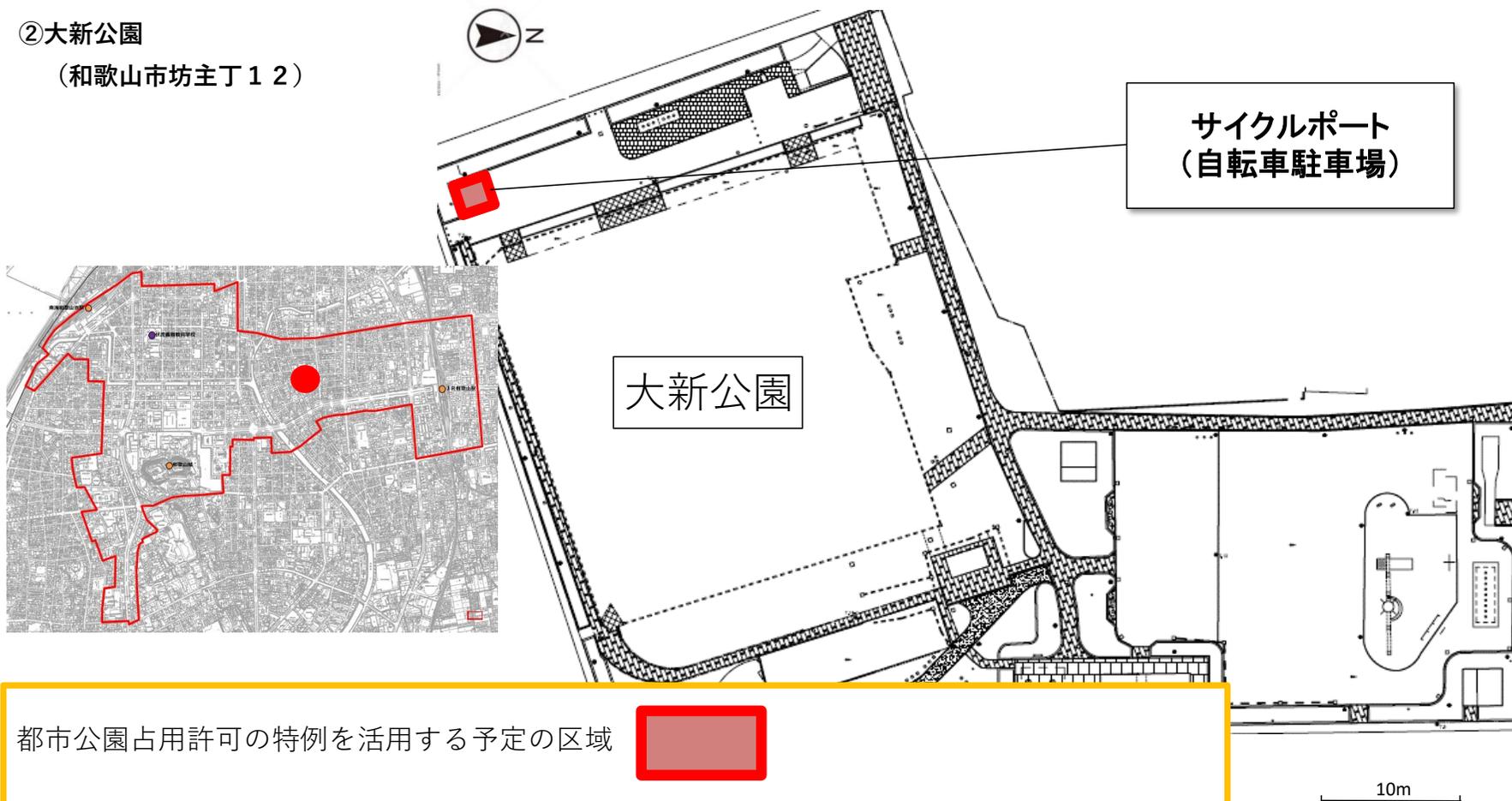
※具体的な設置物件と設置場所については、事業
主体・公園管理者との協議により決定する。

制度別詳細 2 - 1 - ② (都市公園占用に関する事項)

制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

②大新公園
(和歌山市坊主丁12)



都市公園占用許可の特例を活用する予定の区域

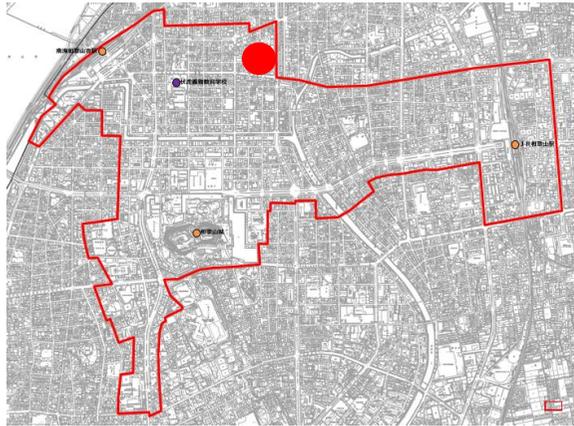
※具体的な設置物件と設置場所については、事業主体・公園管理者との協議により決定する。

制度別詳細 2 - 1 - ③ (都市公園占用に関する事項)

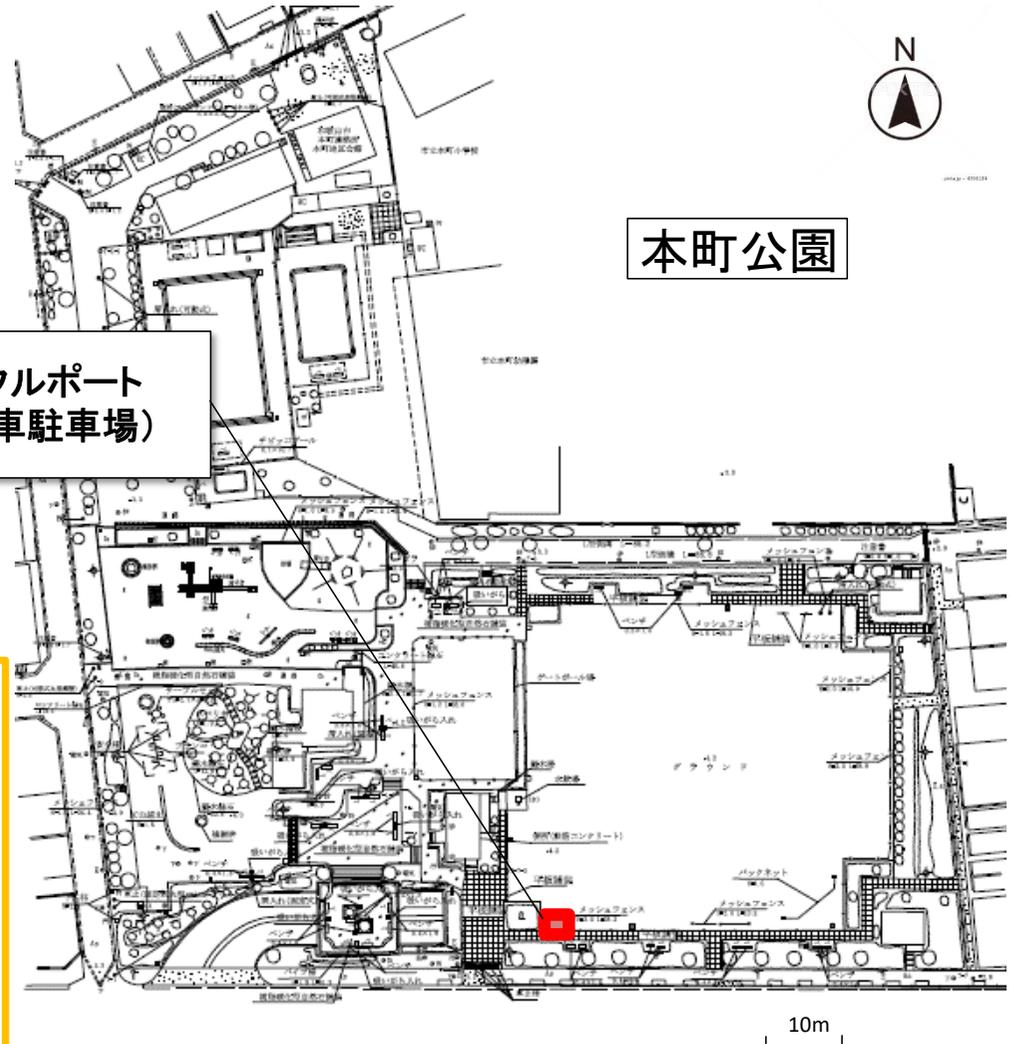
制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

③本町公園
(和歌山市北桶屋町7)



サイクルポート
(自転車駐車場)



都市公園占用許可の特例を活用する
予定の区域

※具体的な設置物件と設置場所については、事業主体・公園管理者との協議により決定する。

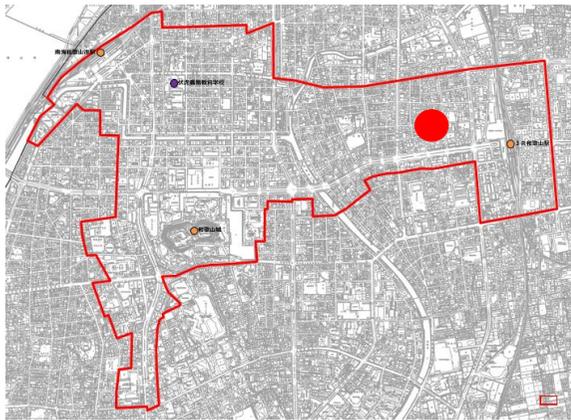
制度別詳細 2 - 1 - ④ (都市公園占用に関する事項)

制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

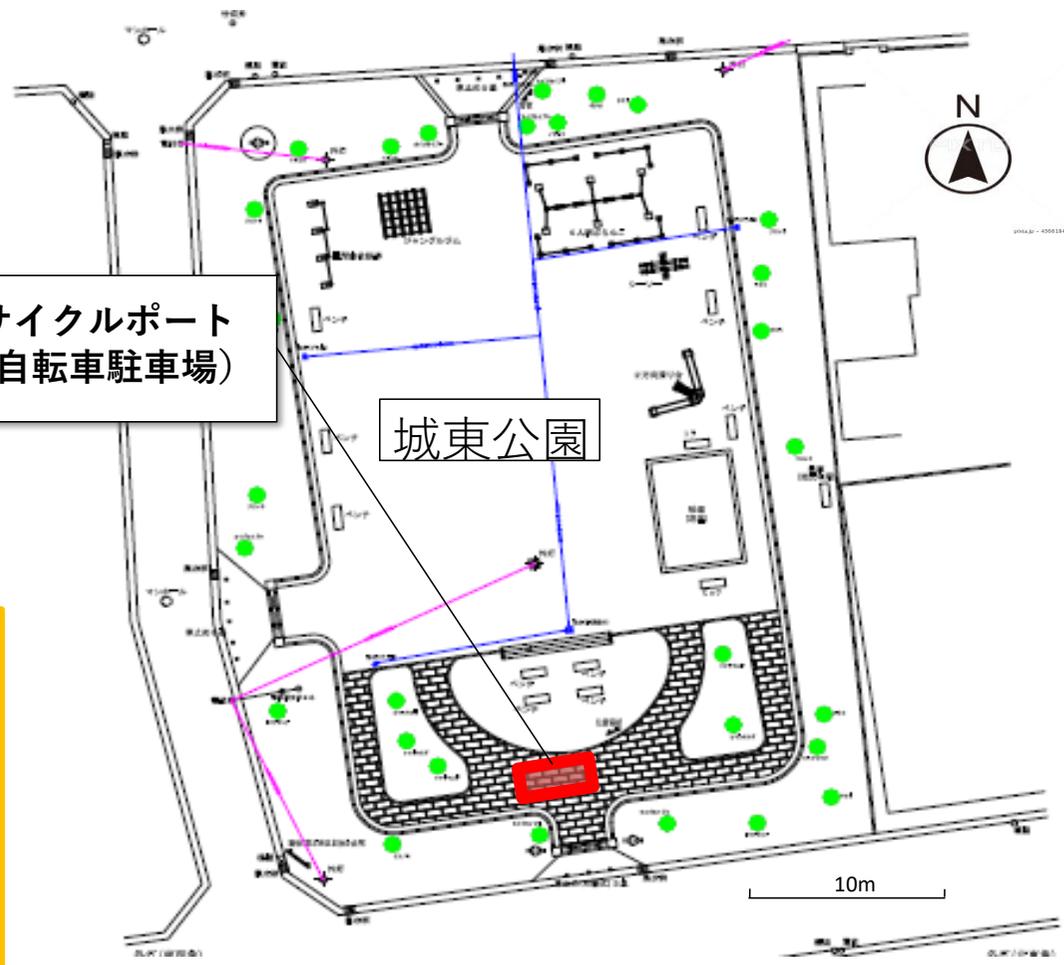
④城東公園

(和歌山市友田町3丁目29-1)



サイクルポート
(自転車駐車場)

城東公園



都市公園占用許可の特例を活用する
予定の区域



※具体的な設置物件と設置場所については、事
業主体・公園管理者との協議により決定する。

制度別詳細 2 - 2 - ① (都市公園占用に関する事項)

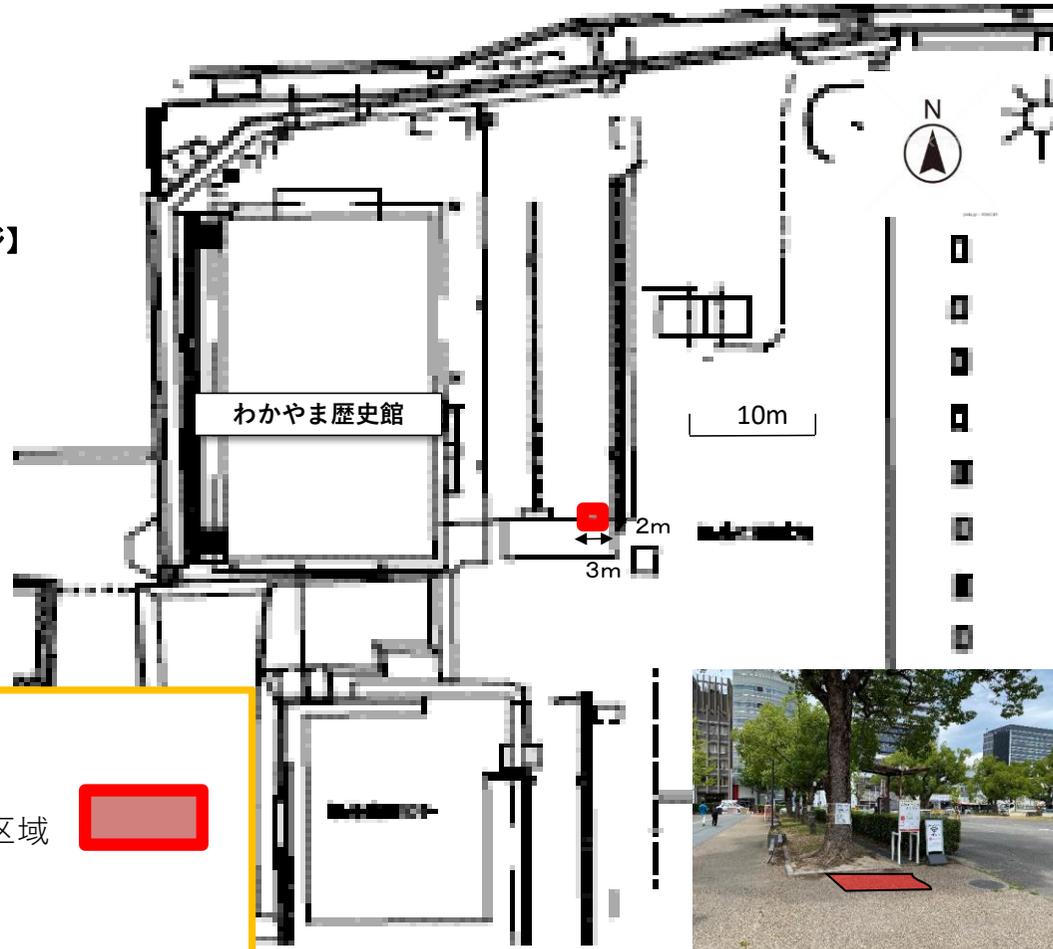
制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例：自転車駐車場】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

サイクルポート
(自転車駐車場)

①和歌山公園
(和歌山市一番丁3)

【設置イメージ】



< 凡例 >

都市公園占用許可の特例を活用する予定の区域



●設置範囲 1箇所 (幅3m×奥行2m)



【設置範囲】

制度別詳細 2 - 2 - ② (都市公園占用に関する事項)

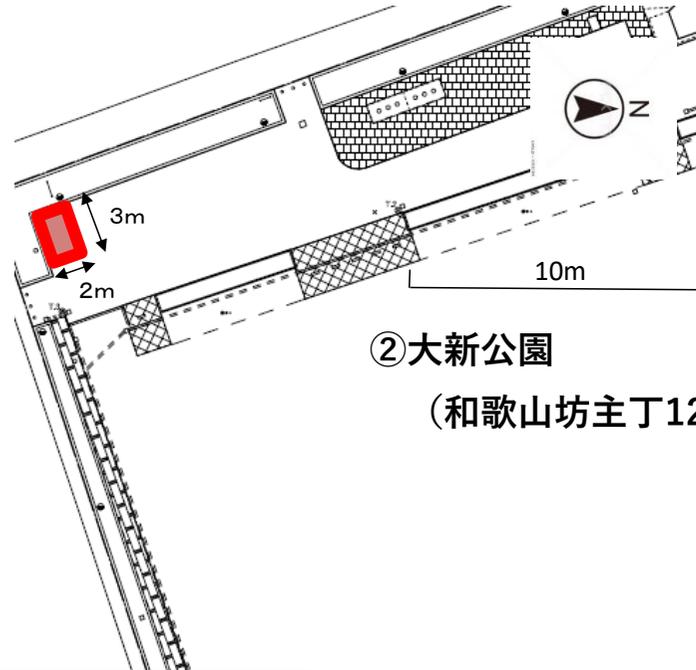
制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例：自転車駐車場】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

サイクルポート
(自転車駐車場)



【設置イメージ】



②大新公園
(和歌山坊主丁12)



【設置範囲】

< 凡例 >

都市公園占用許可の特例を
活用する予定の区域



●設置範囲 1箇所 (幅3m × 奥行2m)

制度別詳細 2 - 2 - ③ (都市公園占用に関する事項)

制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例：自転車駐車場】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

サイクルポート
(自転車駐車場)



【設置イメージ】

③本町公園
(和歌山市北桶屋町7)

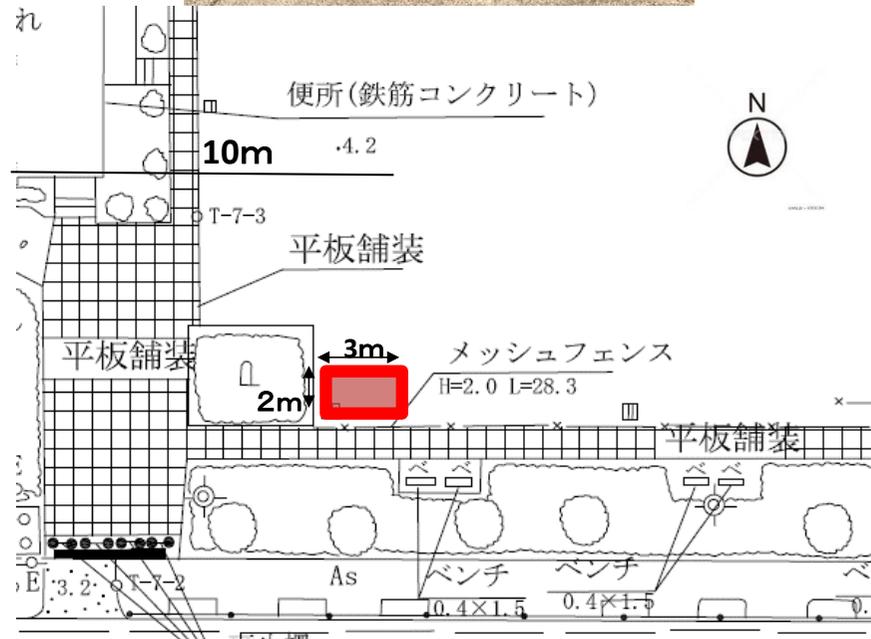
【設置範囲】



<凡例>

都市公園占用許可の特例を
活用する予定の区域 

●設置範囲 1箇所
幅3.0m×奥行2.0m



制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例：自転車駐車場】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

サイクルポート
(自転車駐車場)

④城東公園
(和歌山市友田町3丁目29-1)

【設置範囲】



【設置イメージ】

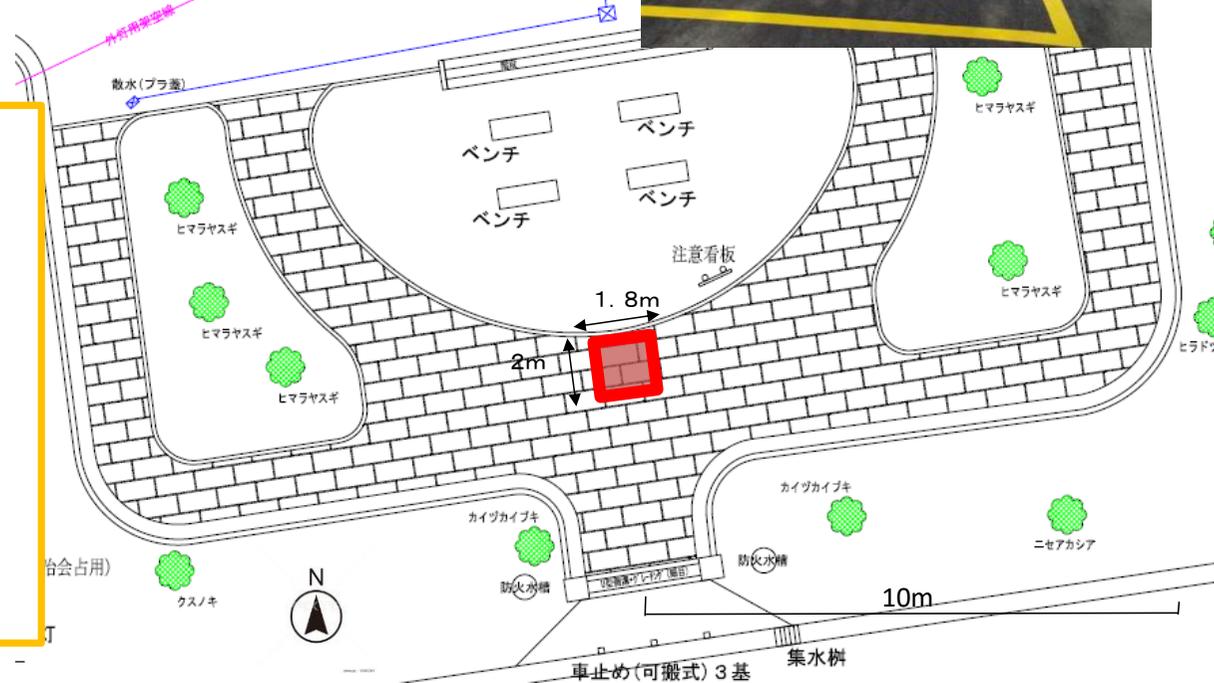


<凡例>

都市公園占用許可の特例
を活用する予定の区域



●設置範囲 1箇所
(幅1.8m×奥行2m)

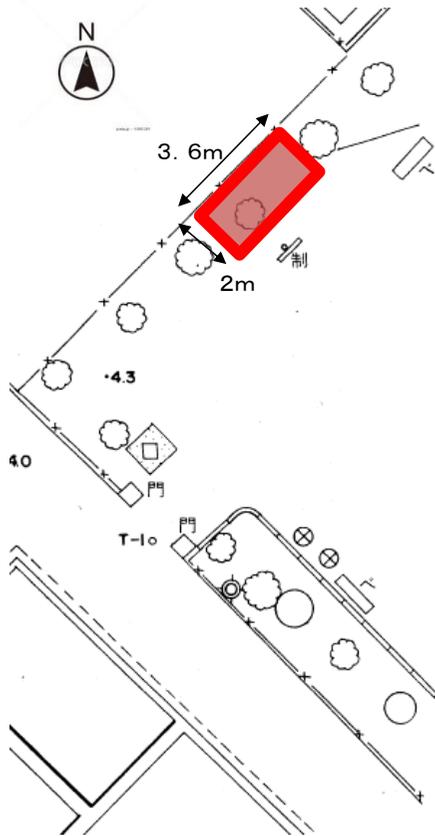


制度別詳細 2 - 2 - ⑤ (都市公園占用に関する事項)

制度別詳細 【都市公園占用許可基準の特例：自転車駐車場】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

サイクルポート
(自転車駐車場)



【設置範囲】



【設置イメージ】

⑤ 湊北公園
(和歌山市伝法橋南ノ丁18)

< 凡例 >

都市公園占用許可の特例を
活用する予定の区域



● 設置範囲 1箇所 (幅 3.6 m × 奥行 2 m)